

第二期 特定健康診査等実施計画

アコム健康保険組合

平成25年2月

背景及趣旨

我が国は、国民皆保険制度のもと高度な医療に支えられ、65歳以上の人口比率が2割を超え、いまや世界各国に先駆けて前例のない「超高齢化社会」に突入しています。急速な高齢化に伴い、生活習慣病が増加し、それを起因として死亡する国民が6割を占めるようになりました。また年々上昇する医療費の生活習慣病が占める割合は約3分の1であることから、国民の健康維持と疾病予防、そして逼迫する医療費とりわけ高齢者の医療費の確保と適正化には、生活習慣病対策が必須とされています。このような状況下で、平成20年に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、「特定健康診査」「特定保健指導」の事業がスタートしました。この事業の第1期（平成20年度～平成24年度）では、メタボリックシンドロームという概念が国民に広まり、生活習慣の改善により生活習慣病を予防し、重篤な病気を防ごうという健康意識が高まりました。第2期においても、継続した事業によりメタボリックシンドロームの減少を図ることで、生活習慣病の発症、疾病の重症化を抑え国民の健康寿命の延長と医療費の適正を目指していくことが必要とされています。

アコム健康保険組合の現状

アコム健康保険組合は、個人向け金融を主な業とするアコム株式会社を母体企業とし、関連する事業所及び支店や営業所は全国に点在しており、被保険者及び被扶養者を合わせ約5,000人が加入する組合です。被保険者は平均年齢40.6歳で、約2,500人余りのうち男性が7割弱を占めています。

当組合の被保険者における平成23年度の療養給付は約1億9千万円で、そのうち4分の1が生活習慣病または、それが重症化したための疾患（動脈硬化性疾患、虚血性心疾患等）によるものです。加入者の健康寿命の延長と医療費の適正化において、生活習慣病対策は重要課題のひとつです。

第1期の特定健康診査・特定保健指導においては、特定健康診査の受診率は約85%、特定保健指導の実施率（終了率）は約80%と高い実施率で加入者の健康を支援しています。

メタボリックシンドロームの予備群の減少率は17.4%、該当者の減少率19.8%と、年齢構成が年々上昇していく状況の中でも実績を残しました。

第1章 目標

1. 特定健康診査の目標受診率

平成29年度までの特定健康診査の目標を、国が定める基本指針と第1期の実績を踏まえ、下表の通りとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
被保険者	98%	98%	98%	98%	98%
被扶養者	60%	65%	70%	75%	75%
全体	85%	87%	88%	90%	90%

※ 国の基本指針における目標（各保険者種別毎）：実施率90%

※ 当健保第1期実績：実施率85.5%

（被保険者：98.1%/被扶養者61.8%）

2. 特定保健指導の目標実施率

平成29年度までの特定保健指導の目標を、国が定める基本指針と第1期の実績を踏まえ、下表の通りとする。

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
全体	78%	80%	80%	80%	80%

※ 国の基本指針における目標（各保険者種別毎）：実施率60%

※ 当健保第1期実績：79.8%

3. 特定健康診査・特定保健指導の実施の成果に関わる目標

平成29年度において、平成20年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25%以上とする。

※ 国の基本指針における目標（各保険者種別毎）：減少率25%（20年度対比）

※ 当健保第1期実績：メタボ予備群減少率17.4%減少

メタボ該当者減少率19.8%減少

第2章 対象者数

1. 特定健康診査対象者数

被保険者

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
対象者数	1,330人	1,418人	1,506人	1,580人	1,629人
目標実施者数	1,303人	1,390人	1,476人	1,548人	1,596人
目標実施率	98%	98%	98%	98%	98%

被扶養者

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数	658 人	712 人	732 人	755 人	784 人
目標実施者数	395 人	463 人	512 人	566 人	588 人
目標実施率	60%	65%	70%	75%	75%

全体（被保険者＋被扶養者）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者数	1,988 人	2,130 人	2,238 人	2,335 人	2,413 人
目標実施者数	1,698 人	1,853 人	1,988 人	2,114 人	2,184 人
目標実施率	85%	87%	88%	90%	90%

2. 特定保健指導対象者数

	支援形態	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対象者	動機付け支援	105 人	115 人	123 人	131 人	135 人
	積極的支援	165 人	180 人	193 人	205 人	212 人
	合計	270 人	295 人	316 人	336 人	347 人
実施者	動機付け支援	82 人	92 人	98 人	105 人	108 人
	積極的支援	129 人	144 人	155 人	164 人	170 人
	合計	211 人	236 人	253 人	269 人	278 人
目標実施率		78%	80%	80%	80%	80%

第3章 実施方法

1. 特定健康診査の実施方法

(1) 実施場所

当組合が契約する全国の医療機関（109医療機関）で実施する。

※ 当組合では、契約医療機関に特定健康診査を委託している。（個別契約）

(2) 受診方法

対象者が利便性に合わせ医療機関を選択し、直接電話で申し込みをして受診する。

(3) 実施項目

【基本的な健診の項目】

※全ての受診者が受診しなければならない項目

- ・ 既往歴の検査（服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む）
- ・ 自覚症状及び他覚症状の検査
- ・ 身体検査（身長／体重／腹囲／BMI）
- ・ 血圧（収縮期血圧／拡張期血圧）
- ・ 血中脂質検査（中性脂肪／HDL コレステロール／LDL コレステロール）
- ・ 肝機能検査（GOT／GPT／ γ -GTP）
- ・ 血糖検査（空腹時血糖／HbA_{1c}）
- ・ 尿検査（尿糖／尿蛋白）

【詳細な健診の項目】

※医師の判断により受診しなければならない項目

- ・ 貧血検査（赤血球／ヘモグロビン／ヘマトクリット）
- ・ 心電図検査（12誘導心電図）
- ・ 眼底検査

上記特定健康診査の項目に加え、下記の項目も一緒に実施する。

- ・ 労働安全衛生法で定める検診項目（被保険者にかぎる）
- ・ 当健保が健診種別ごとに付加した検診項目

(4) 実施時期

被保険者は、当該年度の原則4月1日から6月30日までとする。

被扶養者、任意継続被保険者は、当該年度の3月31日までとする。

2. 特定保健指導の実施方法

(1) 実施場所

被保険者は、当組合の健康相談室（東京・横浜・大阪）又は勤務する拠点ビルにて実施する。

被扶養者は、委託する医療機関または、当組合の健康相談室にて実施する。

(2) 指導実施者

当組合の保健師及び委託する業者の保健師、管理栄養士が実施する。

3. 実施の周知案内

当健康保険組合のホームページに掲載する。

被保険者には、事業主の機関紙等を通し周知、案内をする。

被扶養者には、被保険者を通し文書で周知、案内をする。

任意継続被保険者には、文書を郵送し周知、案内をする。

第4章 個人情報の保護

1. アコム健康保険組合個人情報保護規定の外、関係法令、諸規定を遵守する。
2. 当健康保険組合のデータ管理者は常務理事とする。またデータの利用者は保健師、看護師および常務理事の指定した者に限る。
3. データ受領は契約医療機関等から電子データ及び紙面で受領する
4. データ保管は5年とする

第5章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

1. 実施計画書を当健康保険組合のホームページに掲載する。
2. 実施計画書を事業主のWeb情報システムに掲載する。
3. 健康事業推進委員会、事業主開催の衛生委員会にて周知を行なう。
4. 概要版として、パンフレットを受診案内の郵送に同封する。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

1. 評価方法

下記項目の目標達成状況及び経年変化の推移について評価する。

- ① 特定健康診査の受診率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少率
- ④ 保健指導利用者のアンケート調査結果

2. 評価時期

平成27年度に第二期中間評価、平成29年度に第二期全体評価を行なう。

平成27年度には第二期医療費適正化計画の中間評価が予定されており、国・都道府県等から照会される実施状況を参考に比較・評価を行なう。

3. 見直し

当計画の見直しが必要と判断する場合は、理事会において検討する。

第7章 その他

当計画を実施するにあたっては、保健師、管理栄養士をはじめとした必要な人材確保に努めることとする。また、当健康保険組合に所属する保健師等については、特定健康診査・特定保健指導等の実践要請のための研修に、随時参加させる。